

社会福祉法人石見さくら会定款細則

(趣 旨)

第1条 社会福祉法人石見さくら会（以下「本会」という。）の運営に関しては、社会福祉法人石見さくら会定款（以下「定款」という。）に規定するもののほか、この細則に定めるところによる。

(理事長専決事項)

第2条 定款第28条の規定に基づき、日常の業務として理事会が理事長に委任する事項については、次表の左欄に掲げる業務にあっては、それぞれ同表右欄に掲げるとおりとする。

業務の種類	業務の範囲
1. 規定等の制定、改廃に関する こと	各種規定（定款細則、評議員会運営規程等本会の業務に関する重要な事項で理事会において必要と認めるものを除く。）運用方針、要領等の制定、改廃に関する事項。
2. 職員の任免に関する こと	定款第26条に定める職員を除く。
3. 職員の給与・昇格等に関する こと	重要、異例に属するものを除く事項。
4. 職員の労務管理・福利厚生に 関すること	日常的事項。
5. 債権の免除、又は効力の変更 に関する こと	債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が本会に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。ただし、本会の運営に重大な影響があるものを除く。 なお、当該処分について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決する。
6. 設備資金の借入に係る契約 に関する こと	予算の範囲内の事項。なお、当該契約について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決する。

<p>7. 建設工事請負及び物品納入等の契約事務及び契約締結に関すること</p>	<p>(1) 次に掲げるような軽微なもの。 ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入 イ 施設設備の保守管理、物品の修理等 ウ 緊急を要する物品の購入等</p> <p>(2) 次に掲げる随意契約。ただし、本会の運営に重大な影響のあるものを除く。 ア 売買、賃貸借、請負その他の契約で、その予定価格が下表に掲げられた契約の種類に応じて定められた額を超えないもの。</p> <table border="1" data-bbox="762 846 1294 1137"> <thead> <tr> <th>契約の種類</th> <th>予定価格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 工事又は製造の請負</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>2 食料品・物品等の買入れ</td> <td>160万円</td> </tr> <tr> <td>3 前各号に掲げるもの以外</td> <td>100万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 契約の性質又は目的が競争入札に適さないもの。 ウ 緊急の必要により行うもの。 エ 競争入札に付することが不利と認められるもの。 オ 時価に比して有利な価格等で契約を締結することができる見込みがあるもの。 カ 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいない場合に行うもの。 キ 競争入札において落札者が契約を締結しない場合に行うもの。</p> <p>なお、当該契約について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決する。</p>	契約の種類	予定価格	1 工事又は製造の請負	250万円	2 食料品・物品等の買入れ	160万円	3 前各号に掲げるもの以外	100万円
契約の種類	予定価格								
1 工事又は製造の請負	250万円								
2 食料品・物品等の買入れ	160万円								
3 前各号に掲げるもの以外	100万円								
<p>8. 固定資産（基本財産を除く）</p>	<p>取得及び改良にあつては1件250万円</p>								

く。)の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分に関すること	以下（執行伺い済みのものに限る。）、処分にあっては1件の価格が100万円以下のもの。ただし、本会の運営に重大な影響がある固定資産を除く。 なお、当該取得等について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決する。
9. 不用物品等の売却又は廃棄に関すること	損傷その他の理由により不要となった物品、又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品であって1件の取得価格が100万円未満のもの。ただし、本会の運営に重大な影響がある固定資産を除く。 なお、当該売却等について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決する。
10. 予算上の予備費の支出に関すること	予算に計上されたもの。
11. 入所者・利用者の日常の処遇に関すること	日常的事項。
12. 入所者の預り金の管理に関すること	日常的事項。
13. 寄附の受け入れに関すること	寄附金の募集に関すること及び本会の運営に重大な影響があるものを除く。
14. 本会、施設に関する情報の開示に関すること	定例的事項。ただし、本会の運営に重大な影響のあるものを除く。
15. その他の業務に関すること	(1) 予算の編成に係る事項。 (2) 事業報告書の作成、決算事務に関する事項。 (3) 予算の流用に関する事項。

- 2 前項に規定する業務の範囲には、本会諸規程において定める契約担当者に委任されるものを含むものとする。
- 3 理事長は、第1項の規定により専決した事項については、直近の理事会に報告しなければならない。

(施設長等)

第3条 定款第26条第2項に定める施設長等の範囲は次に定める者とする。

- (1) 施設長
- (2) 事務局長
- (3) 事務局次長
- (4) 所長

(変更等)

第4条 この細則を変更しようとするときは、理事会の決議を受けなければならない。

附 則

この規程は、平成16年12月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月11日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。